明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二　検査の申請を受けた年月日
三　申請に係る無人航空機の製造者等、型式及び製造番号
四　検査を行った年月日
五　第六条第三項第一号ニ又は同項第二号ニの検査結果の写し
六　料金の収納に関する事項

2　登録検査機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、無人航空機検査事務を行おうとする能力及び範囲並びに種類ごとに区分して、記載しなければならない。

3　登録検査機関は、法第百三十二条の三十七の帳簿は、登録検査機関における無人航空機検査事務を終了した日から三年間保存しなければならない。

（帳簿の提出）

第十四条　登録検査機関は、法第百三十二条の三十一の規定による許可を受け、無人航空機検査事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなった場合には、遅滞なく、法第百三十二条の三十七の帳簿を国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録検査機関の無人航空機検査事務等の国土交通大臣への引継ぎ）

第十五条　国土交通大臣は、法第百三十二条の三十八第一項の規定により無人航空機検査事務を行うこととするときは、当該無人航空機検査事務を開始する日を官報で公示するものとする。

2　登録検査機関は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に掲げる日前に受け付けた申請に係る無人航空機検査（第一号又は第三号に掲げる場合において、無人航空機検査事務に関する業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）を同日前に開始していないときは、当該申請に係る申請書及びその添付書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（申請者からの申出があった場合に限る。）並びに料金を、速やかに申請者に返還しなければならない。

一　法第百三十二条の三十一の規定により無人航空機検査事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受け、当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合　当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日

二　法第百三十二条の三十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合　当該登録を取り消された日

三　法第百三十二条の三十六第二項の規定により期間を定めて無人航空機検査事務に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合　当該定められた期間の初日

四　第一号又は前号に掲げる場合のほか法第百三十二条の三十八第一項の規定により国土交通大臣が無人航空機検査事務を行うこととなった場合　前項の規定により公示する国土交通大臣が無人航空機検査事務を開始する日

3　登録検査機関は、前項各号に掲げる場合に該当し、国土交通大臣が法第百三十二条の三十八第一項の規定により無人航空機検査事務に関する業務の全部又は一部を行う場合には、速やかに無人航空機検査事務の実施のために必要な書類（前項第一号又は第三号に掲げる場合において当該業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（国土交通大臣の無人航空機検査事務等の登録検査機関への引継ぎ）

第十六条　国土交通大臣は、法第百三十二条の三十八第一項の規定により行っている無人航空機検査事務を行わないものとする場合には、当該無人航空機検査事務を終止する日を官報で公示するものとする。

2　国土交通大臣は、前項に規定する場合には、同項の当該無人航空機検査事務を終止する日以後において、当該無人航空機検査事務の実施のために必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を当該無人航空機検査事務を実施する登録検査機関に送付するものとする。

附　則

この省令は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。

○国土交通省令第五十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の五十七第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第百三十二条の五十九第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条の六十第二項及び第六項、第百三十二条の六十一第三項、第百三十二条の六十七第三項並びに第百三十七条の四の規定に基づき、無人航空機操縦士試験機関に関する省令を次のように定める。

令和四年七月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

無人航空機操縦士試験機関に関する省令

（趣旨）

第一条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第百三十二条の五十六第一項の規定による指定試験機関の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条　この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定の申請）

第三条　法第百三十二条の五十六第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　試験事務を行おうとする者の名称、住所及びその代表者の氏名
二　試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
三　前号の事務所ごとの無人航空機操縦士試験員の数
四　試験事務の開始予定日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録
三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書
四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類
五　役員又は事業主の氏名及び履歴、第四条の構成員（以下この号において「構成員」という。）のうち主たる者の氏名（当該構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合を記載した書類
六　組織及び運営に関する事項を記載した書類
七　試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
八　試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
九　無人航空機操縦士試験員の選任に関する事項を記載した書類
十　無人航空機操縦士試験員の研修に関する計画を記載した書類
十一　指定を受けようとする者が現に行っている業務の概要を記載した書類
十二　申請者が法第百三十二条の五十七第二項各号に該当しないことを証明する書類
十三　その他参考となる事項を記載した書類

（指定試験機関に係る構成員の構成）

第四条　法第百三十二条の五十七第一項第三号の国土交通省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一　一般社団法人又は一般財団法人　社員又は基本財産の拠出者
二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号の株式会社　株主
三　会社法第五百七十五条第一項の持分会社　社員
四　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合　組合員
五　中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会　直接又は間接にこれらを構成する者
六　その他の法人　当該法人に応じて前各号に掲げる者に類するもの